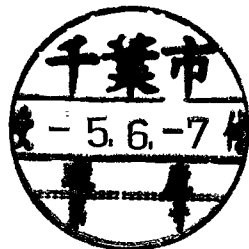


ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和5年6月 5日

千葉市長 神谷 俊一 殿



届出者
 住所 千葉市中央区新千葉3-2-6
 氏名 一般財団法人 千葉県農業会館
 代表理事理事長 寫津 昌明
 電話番号 043-245-7502

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	千葉県農業会館			
保管事業場の所在地	千葉市中央区新千葉3-2-6			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	業務部	高柳 欽一	電話番号	043-245-7502
保管の場所	地階倉庫			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
			別紙	のとおり												

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付の日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

PCBリスト

調査場所		一般財団法人 千葉県農業会館				調査日	2017年5月17日			確認者	加藤					
廃棄物の種類	管理番号	旧容器NO	廃棄物の型式等				保管状況			数量	重量Kg		判別	新容器NO	判定根拠	備考
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性状	開い等の有無	分別混在		漏れ等	単重				
水銀灯安定器		1	東京芝浦電気	4HS-2-201H-A	S41	400W×2	金属容器	有	分別	無	4	17.34	69.36	PCB	X0001	
蛍光灯安定器		2	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	114	2.92	332.88	PCB	X0001	
蛍光灯安定器		2	松下電工	NP4012HB-2	S40	40W×2	金属容器	有	分別	無	2	2.30	4.60	PCB	X0001	
蛍光灯安定器		3	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	120	2.91	349.20	PCB	X0002	
蛍光灯安定器		3	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	120	2.92	350.40	PCB	X0003	
蛍光灯安定器		3	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	72	2.92	210.24	PCB	X0004	
蛍光灯安定器		4	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	48	2.91	139.68	PCB	X0004	
蛍光灯安定器		4	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	120	2.91	349.20	PCB	X0005	
蛍光灯安定器		4	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	63	2.92	183.96	PCB	X0006	
蛍光灯安定器		4	松下電工	SNZ4022HB-7	S45	40W×2	金属容器	有	分別	無	5	2.12	10.60	PCB	X0006	
蛍光灯安定器		5	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	72	2.92	210.24	PCB	X0006	
蛍光灯安定器		5	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	120	2.92	350.40	PCB	X0007	
蛍光灯安定器		5	松下電工	SNZ4022HB-3	S41	40W×2	金属容器	有	分別	無	120	2.92	350.40	PCB	X0008	
			合計								980		2,911			